

市川市立八幡小学校 令和5年度 学校いじめ防止基本方針

1 基本理念等について

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが身体に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。その発生は学校の内外を問わない。

(3) 学校及び学校の教職員の責務

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 学校におけるいじめ防止等の対策について

(1) 組織についての名称および役割

いじめ防止対策委員会＜校内委員会＞

【構成員】校長・教頭・教務・生徒指導主任・生徒指導部会担当（各学年）・不登校児童支援主任、
教育相談担当、養護教諭・ゆとりぎ相談員

【役割】

- いじめ未然防止のため、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりを行う
- 具体的な年間計画の作成や取り組みの実行、検証および修正を行う
- いじめの早期発見のためのアンケートの実施や相談・通報を受け付ける窓口の設置
- いじめに係る情報収集や指導・支援体制、対応方針の決定と保護者との連携

報告・相談



指導・助言

いじめ防止対策委員会＜校外委員会＞

学校地域運営協議会・市川市学校警察連絡委員会・健全育成委員会・PTA 等

- 学校の取り組み等の報告を適宜行い、助言・評価をもらう。
- 重大事態発生時には、校長の依頼により招集する。

(2) いじめの未然防止について

「いじめはどの学級にも、どの子にも起こり得る」という認識をすべての職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌作り」に取り組む。児童・保護者の意識・背景・地域・学校の特徴を把握するとともに年間を見通した取組を、計画・実施する。

<具体的な取り組み>

- 「学校いじめ防止基本方針」を児童、保護者に周知する。(年度当初の配付・ホームページでの公開)
- 生徒指導の機能を重視した「わかる授業」によって児童一人一人に自己有用感を高める。
- 日々の学級活動の中で、仲間との協力することの大切さや責任感を学び、感じ取れるように当番活動、係活動、清掃活動や学級会活動を充実させる。
- 年間計画に基づき、道徳の授業、人権教育、読書講演会等で、すべての学級を対象に、いじめ等に関する授業や指導を行い、その充実を図る。
- 地域の人や異学年との交流を充実させ、畏敬の念や互いに思いやりの心を育てるようにする。
- PTAと連携した「グリーンリボン」(いじめ撲滅約束リボン)を全校児童が名札につけ、その意義を確認しあうグリーンリボン運動を展開する。
- 学校花いっぱい運動や生き物とのふれあいを通じ、命の教育の充実を図る。
- 総合的な学習の時間の中に体験活動を積極的に取り入れて実体験を伴う指導を重ねる。
- インターネット等を通じたいじめ防止に関する情報を、児童・保護者に周知する。
- いじめ防止に関する教職員研修を実施する。

(3) いじめの早期発見について

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために日頃から教職員と児童との信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。そのために児童の立場に立って、児童の言葉をきちんと受け止める姿勢を持ち、児童の思いを共感的に理解しようとするカウンセリングマインドを高めていく。

<具体的な取り組み>

- 年3回(6, 10, 2月)の生活アンケートの実施と、アンケートを基にした教育相談の充実を図る。
- 保護者との連携を深めるため、いじめ防止に関する啓発資料の配付や相談窓口等の周知を行う。
- 全職員があいさつ運動や日々の児童との関わりを大切に、様々な児童のサインを見逃さないようする。また、情報共有の機会を積極的にもつようにする。(生徒指導部会、学年会、職員会議等)

(4) いじめの相談・通報について

○八幡小いじめ相談窓口の設置 (窓口:教頭・生徒指導主任・養護教諭)

いじめに関する相談は、学級担任及び学級担任以外の教職員(校長・教頭以下)が随時受けられる体制を整える。未然の相談等にも柔軟に応じられるようにする。また、窓口の周知を行う。

○関係機関相談窓口の周知

市・県教育委員会をはじめとする外部機関等のいじめ相談窓口についても、ホームページ等を活用して積極的に周知を行う。

(5) いじめを認知した場合の対応について

いじめ防止対策に関する基本理念は、いじめを受けた児童及びいじめを受けた児童を助けようとした児童の生命及び心身を保護することであり、そのことが何よりも重要である。一方で発達段階によっては、人間関係のつまずきやコミュニケーション能力の不足から生じるトラブルがいじめに発展する場合もある。いじめを認知した場合は、事実の聞き取り、状況の確認をもとに、いじめ防止対策校内委員会を中心とした組織で、ケースに応じて解決に向けた対応検討していく。

<いじめが発生した場合の対処>

○いじめられた児童に対して

- ・事実確認とともに、まず、つらい気持ちを受け入れ共感することで心の安定を図る。
- ・最後まで守り抜くこと、秘密を守ることを伝える。
- ・必ず解決ができる希望をもてることを伝える。
- ・自信をもたせる言葉掛けなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

○いじめられた児童の保護者に対して

- ・発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝える。
- ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- ・家庭で児童の変化に注意してもらい、気になることは相談するよう伝える。

○いじめた児童に対して

- ・いじめた気持ちや状況などについて、十分に聞き児童の背景にも目を向け指導する。
- ・心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを理解させる。

○保護者に対して

- ・正確な事実関係を説明し、いじめられた被害者のつらく悲しい気持ちを伝え、より良い解決を図ろうとしている指導者の思いを伝える。
- ・「いじめは決して許されない行為である。」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ・児童の変容を図るために、今後のかかわり方など一緒に考え、具体的な助言をする。

○周りの児童に対して

- ・当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年学校全体の問題として考えいじめの傍観者から、いじめを抑制する、仲裁者への転換を促していく。
- ・「いじめは決して許されない」という毅然とした姿勢を学級・学年・学校全体に示す。
- ・囃し立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為もいじめを肯定していることを理解させる。
- ・いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行為であることを指導する。
- ・いじめに関するマスコミ報道や、体験などの資料に基づいていじめについて話し合い、自分たちの問題としてとらえさせる。

○継続した指導

- ・いじめが解消したとみられる場合でも引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う。
- ・教育相談・日記・手紙などで積極的にかかわり、その後の状況について把握する。
- ・いじめられた児童の良さを見付け、褒めたり認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。
- ・いじめられた児童、いじめた児童双方に教育相談などの関係機関の活用を含め心のケアにあたる。

3 重大事態への対処について

(1) 重大事態とは

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童などの生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

【「いじめ防止等のための基本的な方針」(文部科学省)より】

(2) 対処の方法

千葉県いじめ防止対策推進条例等に従って迅速かつ適切な組織的対応を行い、必要な報告・調査を行う。

○直ちに学校いじめ防止対策委員会を招集し、校長が中心となって対応を協議する。

○校長は、市教育委員会への報告を行い、調査主体を決定する。

○調査主体による調査への情報提供を行う。外部機関との連携を図る。

4 公表、点検、評価等について

(1) 公表

学校はいじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うが、個別の事案の態様・認知・対応等について、当事者以外への公表等は、いじめ防止対策委員会が必要と判断したもの以外については行わない。

(2) 点検・評価

○いじめ防止対策の実施状況やいじめに関する資料(認知件数等)を市川市教育委員会に提出し、点検・評価を受け、「学校いじめ防止基本方針」や取組について改善を進める。

○いじめの早期発見に関する取り組みに関すること、いじめを防止するための取組に関することを学校評価の項目に加え、適正に自校の取り組みについて保護者の評価を仰ぐ。

◎いじめ相談窓口

学校いじめ相談窓口 八幡小学校(教頭・生徒指導主任・養護教諭) 047-325-4763

子どもの人権 110 番

0120-007-110(24 時間)

千葉県子どもと親のサポートセンター相談窓口

0120-415-446(24 時間)